

2018年9月7日

各位

株式会社北洋銀行

平成30年北海道胆振東部地震により借入金の返済が困難となった

個人のお客さまへ

「平成30年北海道胆振東部地震」による被災は、災害救助法の適用を受けており「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対象災害となりました。

返済が困難であるなど生活再建でお悩みの方は、本ガイドラインを活用し、一定の要件のもと、住宅ローンなどの債務の免除を受けることができます。

お問い合わせにつきましては、[弊社本支店窓口](#)までご相談ください。

【全国銀行協会のホームページ】

[自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン](#)

以上